

平成 27 年 2 月 6 日

改正品確法の発注関係事務の運用に関する指針の策定

国土交通省は、平成 26 年 6 月に施行された改正「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（品確法）に基づく「発注関係事務の運用に関する指針」（運用指針）を策定し、1 月 30 日に開催された関係省庁連絡会議において、関係省庁申合せとしてとりまとめました。

運用指針は、各発注者が発注関係事務を適切かつ効率的に運用できるよう、発注者共通の指針として、発注関係事務の各段階で取り組むべき事項や多様な入札契約方式の選択・活用について体系的にまとめたものです。

改正品確法の基本方針の発注関係事務の適切な実施項目に、「新設の工事だけではなく、維持管理に係る発注関係事務を含む」と明記されたことから運用指針の内容が注目されておりましたが、維持管理についての記述は少なく、詳細は近日中に、国土交通省が作成するガイドラインで明らかにされる見込みとなりました。

添付資料 「発注関係事務の運用に関する指針」（PDF）

※維持管理に関する内容に赤線を引いてあります。

なお、運用指針関係資料等は、国土交通省ホームページに掲載されています。

下記から国土交通省ホームページへリンク

<http://www.mlit.go.jp/tec/unyoushishin.html>